

委員会提出議案第1号

入間市議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例

条例 別記のとおり

令和5年2月16日提出

提出者 入間市議会議会運営委員会  
委員長 小島 清人

提案理由

議員の期末手当の支給割合を改めたいので、この案を提出するものである。

## 入間市議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 入間市議会の議員の議員報酬等に関する条例（昭和44年条例第24号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の215」を「100分の225」に改める。

第2条 入間市議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の225」を「100分の220」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年6月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 第1条の規定による改正後の入間市議会の議員の議員報酬等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和4年12月1日から適用する。
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の入間市議会の議員の議員報酬等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

## 入間市議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の要旨

## ○ 改正内容

## 議員の期末手当について

- 1 令和4年12月支給分の支給割合を0.1月分引上げ  
(令和4年12月1日適用)
- 2 令和5年度以後の6月、12月支給分の支給割合を改正  
(令和5年6月1日適用)

	6月	12月	総支給割合
令和4年度(現行)	2.15月	2.15月	4.30月
令和4年度(改定後)	2.15月	<u>2.25月</u>	<u>4.40月</u>
令和5年度以後	<u>2.20月</u>	<u>2.20月</u>	4.40月

## 資料2

入間市議会の議員の議員報酬等に関する条例新旧対照表（第1条関係）

改正案	現 行
<p>(期末手当)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、辞職し、失職し、除名され、死亡し、又は議会の解散により任期が終了した日現在）において議長等及び議員が受けるべき議員報酬の月額及びその月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、<u>100分の225</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、辞職し、失職し、除名され、死亡し、又は議会の解散により任期が終了した日現在）において議長等及び議員が受けるべき議員報酬の月額及びその月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、<u>100分の215</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p>

入間市議会の議員の議員報酬等に関する条例新旧対照表（第2条関係）

改正案	現 行
<p>(期末手当)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、辞職し、失職し、除名され、死亡し、又は議会の解散により任期が終了した日現在）において議長等及び議員が受けるべき議員報酬の月額及びその月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、<u>100分の220</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、辞職し、失職し、除名され、死亡し、又は議会の解散により任期が終了した日現在）において議長等及び議員が受けるべき議員報酬の月額及びその月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、<u>100分の225</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p>